

# 平成 26 年第 2 回臨時会会議録

平成26年 第2回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月6日	金	本 会 議	議会事務局長、臨時議長を報告 開会宣告、開議 仮議席の指定 議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 議会広報特別委員会の設置について 菊池養生園保健組合議会議員の選挙 菊池環境保全組合議会議員の選挙 菊池広域連合議会議員の選挙 市長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決 閉会宣告

## 平成26年 第2回菊池市議会臨時会会議録（目次）

6月6日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	8
3. 出席議員氏名	9
4. 欠席議員氏名	9
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 事務局職員出席者	10
7. 開 会	11
8. 開 議	13
9. 日程第1 仮議席の指定	14
10. 日程第2 議事第3号 菊池市議会議長の選挙	14
11. 追加議事日程（第1号の追加1）	16
日程第1 議席の指定	16
日程第2 会議録署名議員の指名	16
日程第3 会期の決定	16
日程第4 議事第4号 菊池市議会副議長の選挙	16
日程第5 議事第5号 常任委員会委員の選任について	18
日程第6 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について	19
日程第7 議事第7号 議会広報特別委員会の設置について	19
日程第8 議事第8号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙	21
日程第9 議事第9号 菊池環境保全組合議会議員の選挙	22
日程第10 議事第10号 菊池広域連合議会議員の選挙	22
日程第11 議案第47号から議案第52号まで一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	23
日程第12 報告第4号及び報告第5号 一括上程・報告・質疑	32
日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	33
12. 閉会	34

第 1 号

6 月 6 日

# 平成26年第2回菊池市議会臨時会

## 議事日程 第1号

平成26年6月6日（金曜日）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議事第3号 菊池市議会議長の選挙



### 追加議事日程（第1号の追加1）

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 議事第4号 菊池市議会副議長の選挙
  - 第5 議事第5号 常任委員会委員の選任について
  - 第6 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について
  - 第7 議事第7号 議会広報特別委員会の設置について
  - 第8 議事第8号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙
  - 第9 議事第9号 菊池環境保全組合議会議員の選挙
  - 第10 議事第10号 菊池広域連合議会議員の選挙
  - 第11 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成25年度菊池市一般会計補正予算第6号）
  - 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号）
  - 議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市一般会計補正予算第1号）
  - 議案第50号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例）
  - 議案第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例）
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第12 報告第4号 専決処分の報告について（公用車車両事故）

報告第 5号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

第13 委員会閉会中の継続審査並びに調査について



### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議事第 3号 菊池市議会議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 議事第 4号 菊池市議会副議長の選挙
- 日程第7 議事第 5号 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議事第 6号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 議事第 7号 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第10 議事第 8号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙
- 日程第11 議事第 9号 菊池環境保全組合議会議員の選挙
- 日程第12 議事第10号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成25年度菊池市一般会計補正予算第6号）
- 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号）
- 議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度菊池市一般会計補正予算第1号）
- 議案第50号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第51号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第14 報告第 4号 専決処分の報告について（公用車車両事故）

報告第 5号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

日程第15 委員会閉会中の継続審査並びに調査について

---

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭	実	君
副市長	木村	利昭	君
政策企画部長	馬場	一也	君
総務部長	野口	祐成	君
市民環境部長	倉原	良則	君
健康福祉部長	木原	雄二	君
経済部長	松野	浩一	君
建設部長	中原	宏隆	君

七城総合支所長	大 山 堅四郎 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 譲 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	小 川 秀 臣 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	徳 永 裕 治 君
議 事 課 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君



○議会事務局長（城 主一君） 皆様、おはようございます。私は、議会事務局長の城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議員の皆様には、はえあるご当選、まことにおめでとうございます。

本日は、一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、水上彰澄議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

水上彰澄議員は、議長席にご着席をお願いいたします。

[臨時議長 水上彰澄君 着席]

○

午前10時01分 開会

○臨時議長（水上彰澄君） おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました水上彰澄でございます。地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより平成26年第2回菊池市議会臨時会を開会します。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、皆様、改めまして、おはようございます。改選後の初議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、さきの市議会議員選挙におきまして、激戦の中に、見事ご当選を果たされましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、昨年4月、市長に就任以来、ふるさと菊池市の再興を目指して市政に取り組んでまいりました。これまで、さまざまな課題解決に向けて、少しずつではありますが、いろいろなことが進み始めているところでございます。また、新聞、テレビ、ラジオなどを通じて、本市の情報発信やPRの機会をふやすことができ、明るい話題がふえてきているように思っているところです。

このような中、本年度は、「安心・安全の癒しの里」の実現を加速化させるために、「経済の活性化の仕組みづくり」「住みやすさ日本一の菊池づくり」、この二つを重点プロジェクトと位置づけ、将来を見据えたまちづくりを推進してまいります。市民の皆様のご期待や関心は、これまでも増して高まっているものと受けとめて

おります。

申し上げるまでもなく、民意を代表し、民主政治の根幹を成す議会と、私ども執行機関とは、車の両輪に例えられるように、それぞれの立場で切磋琢磨し、建設的な議論を重ねてまいることが重要であろうというふうに考えております。議員各位におかれましては、今後とも、どうぞご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます。新議会の門出に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

なお、改選後、初めての議会でございますので、この後、引き続き、副市長を初め、職員の自己紹介をお許しいただきたいと思ひます。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○副市長（木村利昭君） おはようございます。

副市長の木村でございます。今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

[自席]

○政策企画部長（馬場一也君） おはようございます。

政策企画部長の馬場と申します。どうぞ、ご指導よろしくお願ひいたします。

[自席]

○総務部長（野口祐成君） おはようございます。

総務部長の野口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。

市民環境部長の倉原でございます。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○健康福祉部長（木原雄二君） おはようございます。

健康福祉部長の木原と申します。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。

経済部長の松野でございます。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○建設部長（中原宏隆君） おはようございます。

建設部長の中原でございます。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○財政課長（中村喜範君） おはようございます。

財政課長の中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（伊藤道俊君） おはようございます。

総務課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○市長公室長（小川秀臣君） おはようございます。

市長公室長の小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

教育長の倉原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。

教育部長の松岡です。よろしくお願ひします。

[自席]

○水道局長（藤本辰広君） おはようございます。

水道局長兼課長の藤本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

[自席]

○農業委員会事務局長（原 和徳君） おはようございます。

農業委員会事務局長の原と申します。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○七城総合支所長（大山堅四郎君） 改めまして、おはようございます。

七條総合支所長を拝命いたしました大山と申します。議員の皆様方には大変お世話になります。よろしくお願ひいたします。お世話になります。

[自席]

○旭志総合支所長（水上満弘君） おはようございます。

旭志総合支所長の水上と申します。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○泗水総合支所長（上田譲二君） おはようございます。

泗水総合支所長の上田と申します。よろしくお願ひいたします。

[自席]

○監査事務局長（宮村公男君） おはようございます。

監査事務局長の宮村と申します。よろしくお願ひいたします。

○

午前10時07分 開議

- 臨時議長（水上彰澄君） これより本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（水上彰澄君） 日程第1、議事進行上、仮議席を指定します。仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第2 議事第3号 菊池市議会議長の選挙

- 臨時議長（水上彰澄君） 次に、日程第2、議事第3号、議長選挙を行います。選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 臨時議長（水上彰澄君） ただいまの出席議員数は20名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に荒木崇之君及び柁原賢一君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

- 臨時議長（水上彰澄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

- 臨時議長（水上彰澄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

- 臨時議長（水上彰澄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。議長選挙は全員が候補者です。投票は単記無記名です。白票については無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票用紙に記載をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

[登壇]

- 議会事務局長（城 圭一君） それでは、命によりまして、お名前を読み上げます。

1番、平直樹議員。2番、東奈津子議員。3番、坂本道博議員。4番、水上隆光議員。5番、出口一生議員。6番、猿渡美智子議員。7番、松岡讓議員。8番、荒木崇之議員。9番、柁原賢一議員。10番、工藤圭一郎議員。11番、城典臣議員。12番、大賀慶一議員。13番、岡崎俊裕議員。15番、泉田栄一郎議員。16番、

森清孝議員。17番、樋口正博議員。18番、木下雄二議員。19番、山瀬義也議員。20番、境和則議員。最後に、臨時議長お願いいたします。

○臨時議長（水上彰澄君） 以上20名です。

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○臨時議長（水上彰澄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（水上彰澄君） 開票を行います。荒木崇之君及び柁原賢一君、開票の立ち合いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（水上彰澄君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中、森 清孝君 10票

岡崎俊裕君 5票

水上彰澄君 4票

東 奈津子さん 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、森清孝君が議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ご承諾をお願いします。

ただいまから、議長のご挨拶があります。

[登壇]

○議長（森 清孝君） おはようございます。

ただいまはご選任をいただきまして、ありがとうございました。

任の重さを考えますと、身の引き締まる思いがいたします。議員の皆様はもとより、議場においでの方の皆さん方の力をお借りしまして、精いっぱい務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げ、お礼とお願ひのご挨拶にかえます。

○臨時議長（水上彰澄君） 議長が選任されましたので、これをもちまして臨時議長の職を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

[議長 森清孝君 着席]

○議長（森 清孝君） ここで暫時休憩します。

—————○—————  
休憩 午前10時23分

開議 午前10時39分  
—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に従いまして会議を進めます。

—————○—————  
**追加日程第1 議席の指定**

○議長（森 清孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定します。

—————○—————  
**追加日程第2 会議録署名議員の指名**

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、平直樹君及び東奈津子さんを指名します。

—————○—————  
**追加日程第3 会期の決定**

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

—————○—————  
**追加日程第4 議事第4号 菊池市議会副議長の選挙**

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、議事第4号、副議長選挙を行います。選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（森 清孝君） ただいまの出席議員数は20名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に工藤圭一郎君及び城典臣君を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(森 清孝君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○議長(森 清孝君) 配付漏れなし認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(森 清孝君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。副議長選挙は、議長を除く全員が候補者です。投票は単記無記名です。白票については無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票用紙に記載をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

[登壇]

○議会事務局長(城 圭一君) 命によりまして、お名前を読み上げます。

1番、平直樹議員。2番、東奈津子議員。3番、坂本道博議員。4番、水上隆光議員。5番、出口一生議員。6番、猿渡美智子議員。7番、松岡讓議員。8番、荒木崇之議員。9番、柁原賢一議員。10番、工藤圭一郎議員。11番、城典臣議員。12番、大賀慶一議員。13番、岡崎俊裕議員。14番、水上彰澄議員。15番、泉田栄一朗議員。17番、樋口正博議員。18番、木下雄二議員。19番、山瀬義也議員。20番、境和則議員。最後に、森議長お願いいたします。

○議長(森 清孝君) 以上20名です。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○議長(森 清孝君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(森 清孝君) 開票を行います。工藤圭一郎君及び城典臣君、開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長(森 清孝君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 18票

無効投票 2票

有効投票中、大賀慶一君 13票  
水上彰澄君 4票  
東 奈津子さん 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、大賀慶一君が副議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ご承諾をお願いいたします。

ただいまから、副議長のご挨拶があります。

[登壇]

○副議長（大賀慶一君） ただいまは皆様方のご推挙によりまして、副議長の職をけがすことになりました。大変身の引き締まる思いでございます。議長をしっかり補佐して、微力ではございますが、議会の運営にしっかりと頑張っていきたいと思えます。どうか皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） ここで、全員協議会開催のため暫時休憩します。議員の皆さんは、大会議室にお集まりください。

—————○—————  
休憩 午前10時53分

開議 午後 2時07分  
—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5 議事第5号 常任委員会委員の選任について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、議事第5号、常任委員の選任についてを議題とします。

総務文教、福祉厚生、経済建設の各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります常任委員の名簿のとおり指名します。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

—————○—————  
休憩 午後2時08分

開議 午後2時09分  
—————○—————

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



委員会条例第9条第2項の規定によって、各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務文教常任委員長 工藤圭一郎君

同副委員長 柘原賢一君

福祉厚生常任委員長 岡崎俊裕君

同副委員長 荒木崇之君

経済建設常任委員長 泉田栄一朗君

同副委員長 樋口正博君

以上です。



#### 追加日程第6 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第6、議事第6号、議会運営委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります議会運営委員の名簿のとおり指名します。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。



休憩 午後2時09分

開議 午後2時10分



○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長、城典臣君。副委員長、境和則君。

以上です。



#### 追加日程第7 議事第7号 議会広報特別委員会の設置について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第7、議事第7号、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

議会広報は、議会の審議、活動状況を広く市民に周知することを目的に、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りします。議会広報特別委員会の設置について、4名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、議員任期間、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いますが、これ

にご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の設置について、4名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、議員任期間、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内であることに決定しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員の名簿のとおり指名します。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長を互選のため、暫時休憩します。

○  
休憩 午後2時11分

開議 午後2時12分  
○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長、大賀慶一君。副委員長、猿渡美智子さん。

以上です。

## 菊池市議会構成

### 常任委員会構成名簿

◎総務文教常任委員会 7名

猿渡 美智子	松岡 讓	柘原 賢一	工藤 圭一郎	城 典臣
大賀 慶一	山瀬 義也			

◎福祉厚生常任委員会 7名

平 直樹	出口 一生	荒木 崇之	岡崎 俊裕	水上 彰澄
森 清孝	境 和則			

◎経済建設常任委員会 6名

東 奈津子	坂本 道博	水上 隆光	泉田 栄一郎	樋口 正博
木下 雄二				

## 議会運営委員会名簿

◎議会運営委員会 6名

工藤 圭一郎	城 典臣	岡崎俊裕
泉田 栄一朗	木下 雄二	境 和則

## 議会広報特別委員会名簿

◎議会広報特別委員会 4名

平 直樹	東 奈津子	猿渡 美智子	大賀 慶一
------	-------	--------	-------

---

### 追加日程第8 議事第8号 菊池養生園保健組合議会議員の選挙

○議長（森 清孝君） 次に、日程第8、議事第8号、菊池養生園保健組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことで決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池養生園保健組合議会議員に、工藤圭一郎君、城典臣君、大賀慶一君、木下雄二君を指名いたします。

お諮りします。工藤圭一郎君、城典臣君、大賀慶一君、木下雄二君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました工藤圭一郎君、城典臣君、大賀慶一君、木下雄二君が菊池養生園保健組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された工藤圭一郎君、城典臣君、大賀慶一君、木下雄二君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第9 議事第9号 菊池環境保全組合議会議員の選挙

○議長（森 清孝君） 次に、日程第9、議事第9号、菊池環境保全組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことで決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

菊池環境保全組合議会議員に、荒木崇之君、水上彰澄君を指名します。

お諮りします。荒木崇之君、水上彰澄君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました荒木崇之君、水上彰澄君を当選人と定めることに決定しました。

ただいま当選された荒木崇之君、水上彰澄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。



追加日程第10 議事第10号 菊池広域連合議会議員の選挙

○議長（森 清孝君） 次に、日程第10、議事第10号、菊池広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しま

した。

菊池広域連合議会議員に、岡崎俊裕君、泉田栄一郎君、山瀬義也君、森清孝君を指名します。

お諮りします。菊池広域連合議会議員に、岡崎俊裕君、泉田栄一郎君、山瀬義也君、森清孝君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました岡崎俊裕君、泉田栄一郎君、山瀬義也君、森清孝君が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された菊池広域連合議会議員に岡崎俊裕君、泉田栄一郎君、山瀬義也君、森清孝君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

○  
追加日程第11 議案第47号から議案第52号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第11、議案第47号から議案第52号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第47号から49号につきましては、平成25年度菊池市一般会計及び平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計の事業費確定に伴う補正、並びに平成26年度菊池市一般会計におきまして、消費税率の改定に伴う指定管理委託料、及び行政文書不開示決定取消請求控訴事件にかかわる訴訟経費等の補正につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めます。

議案第50号から議案第52号につきましては、地方税法等の改正に伴う菊池市税条例及び菊池市国民健康保険税条例の一部改正、並びに、市役所組織規則の改正に伴う菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご

審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務部長（野口祐成君） お疲れさまです。それでは、議案第47号から議案第52号まで、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第47号、議案第48号、議案第49号については、補正予算関係の専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。議案第47号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第6号）でございます。今回の補正は、予算総額から2億8,190万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ244億2,987万円とするものでございます。

まず歳入につきまして、事項別明細により主なものをご説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税、節2滞納繰越分の1,407万3,000円の減額は、滞納繰越分徴収の最終見込み額が予算額より下回りますので、今回、減額をするものでございます。

款2地方譲与税及び款3利子割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金につきましては、平成25年度の交付額の決定に伴う補正でございます。

款14国庫支出金、款15県支出金につきましては、事業費の確定に伴い、予算の調整を行うものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

款21市債、項1市債、目2総務債の臨時財政対策債4億990万円の減額は、各事業費の確定見込みにより財源調整を行うものでございます。

次に、歳出について、事項別明細により主なものをご説明いたします。

16ページ、17ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費2億8,318万8,000円は、国民健康保険特別会計への繰り出し金の減額で、詳しくは後ほどご説明申し上げます。

款3民生費、項3児童福祉費、目1児童福祉総務費、節8報償費の50万円は、すくすく祝金の対象者増に伴う補正でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、節1.9負担金補助及び交付金77万9,000円は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進事業補助金の確定に伴う増額でございます。

款6商工費から款7土木費につきましては、補助金の確定に伴う財源組み替えでございます。

前に戻っていただき、7ページをお願いいたします。

第2表、地方債の変更につきましては、今回の補正により、補正後の限度額を23億9,870万円とするものでございます。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

次に、22ページをお願いいたします。

議案第48号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、予算総額から6,863万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ71億1,357万5,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細の主なものをご説明いたします。

28、29ページをお願いいたします。

款3国庫支出金及び款4療養給付費交付金、款6県支出金につきましては、平成25年度の交付額が確定したことによる補正を行うものでございます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金のうち、節1保険基盤安定繰入金保険税軽減分から節6国民健康保険事務費繰入金については、事業確定に伴う財源調整分でございます。

節7国保財政調整繰入金の2億8,644万3,000円の減額は、国・県からの交付金等の増額により、法定外繰入金が不用となったことによる減額でございます。

次に、歳出について、事項別明細により主なものをご説明いたします。

30ページ、31ページをお願いいたします。

款2保険給付費、30ページから32ページにかけての合計額4,230万円の減額につきましては、当初見込んでおりました医療費の伸びが下回ったことによるものでございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金、節1.9負担金補助及び交付金の1,022万円の減額につきましては、拠出額の確定によるものでございます。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事務費、目1特定健康診査等事務費、節1.3委託料の567万円の減額は、特定健診受診者数が見込みより少なかったことによるものでございます。

款 8 保健事業費、項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節 1 3 委託料のうち、400万円の減額は、当初予定していた人間ドックの受診件数を下回ったため減額をしております。理由といたしましては、複合検診を初め、特定健診などの各種検診を進めており、人間ドックを毎年受けられていた被保険者が検診に回られたのではないかと考えております。

以上、議案第 4 8 号の説明とさせていただきます。

次に、38 ページをお願いいたします。

議案第 4 9 号、平成 2 6 年度菊池市一般会計補正予算（第 1 号）でございます。今回の補正は、予算の総額に 2 3 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 2 4 6 億 3, 6 3 3 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

4 6、4 7 ページをお開きください。

款 1 8 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 2 3 3 万 4, 0 0 0 円は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

次に、歳出について、事項別明細により主なものをご説明いたします。

4 8、4 9 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 4 7 万 6, 0 0 0 円については、訴訟委任契約に係る経費でございます。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費から款 9 教育費に係る補正は、債務負担行為及び長期継続契約などで、消費税増税に係る経過措置対象外となった委託料を補正するものでございます。

前に戻っていただきまして、4 0 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正につきましては、今回の消費税増税に伴い、後年度限度額を追加するものでございます。

以上、議案第 4 9 号の説明とさせていただきます。

次に、5 3 ページをお願いいたします。

議案第 5 0 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、5 4 ページが専決処分書でございます。専決第 5 号、菊池市税条例等の一部を改正する条例。専決日は平成 2 6 年 3 月 3 1 日でございます。

5 5 ページから 6 1 ページをお願いいたします。

菊池市税条例の一部を次のように改正するというものでございます。改正理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴うものでございます。



それでは、別冊の新旧対照表の1ページから30ページをごらんいただきたいと思ひます。

下線部分が改正箇所でございますが、主な改正点は、1点目が、2ページの第34条の4、法人市民税の法人税割を14.7%から12.1%として、2.6%引き下げるものです。

2点目が、5ページの第82条第1項第2号、軽自動車税の税率、平成27年度以降に新規取得される軽自動車税の税率を自家用車を1.5倍、その他を1.25倍に引き上げるものです。

3点目が、14ページの第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例として、肉用牛の免税措置を3年間延長し、30年度までとするものでございます。

次に、議案書の58ページにお戻りください。

附則のとおり、条例の施行日は、平成26年4月1日となっております。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

次に、63ページをお願いいたします。

議案第51号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、64ページが専決処分書でございます。

専決第6号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。専決日は平成26年3月31日でございます。

内容につきましては、65ページをごらんください。

改正理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴うものです。

それでは、別冊の新旧対象表の31ページから33ページをお願いいたします。

下線部分が改正箇所でございます。主な改正点としましては、31ページの第2条第3項のただし書き中、後期高齢者支援金等課税限度額を14万円から16万円に、同第4項ただし書き中、介護納付金課税限度額を12万円から14万円に、それぞれ2万円引き上げ、課税限度額の合計を4万円引き上げ、基礎課税分51万円と合わせますと、現行の77万円から81万円に改めるものでございます。

次に、32ページの第23条第1項、国民健康保険税の減額の改正でございますが、これは、ただいまの第2条第3項及び第4項の改正を受けまして、国民健康保険税の減額に関する規定の限度額もあわせて改正を行うものでございます。

また、同条第2号中、「当該納税義務者を除く」を削除し、同条第3号中、35万円を45万円に改め、軽減判定所得の引き上げを行ったものでございます。

議案書の65ページをお願いいたします。

附則のとおり、条例の施行日は、平成26年4月1日となっております。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第52号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、68ページが専決処分書でございます。

専決第7号、菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例。専決日は、平成26年3月31日でございます。

内容につきましては、69ページをごらんください。

第7条中、経済部農林振興課を経済部農政課に改めるものでございます。

附則のとおり、条例の施行日は、平成26年4月1日となっております。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） ただいま報告されました専決処分の議案について、質疑をいたします。

提出日は6月6日となっておりますが、ほとんどの案件が3月31日付で処理はされていると。そのことを考えたときに、すみません、きょうは自治法を持ってきてないんですが、自治法上は、やむを得ない理由等がある場合の専決というふうになっておりますが、この3月から、3月31日付もしくは4月1日付で行われる案件に対して、改選を経た今、この専決を現在のメンバーで諮ることが果たして正しいことなのか。本来であれば、選挙を控えたところとはいえ、前任者の任期中にこの議案を処理すべきではないかというふうに考えられるのではないかと思います。執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務部長（野口祐成君） 樋口議員の質疑にお答えいたします。

専決処分とは、本来、地方公共団体の長が、議会の議決、決定を経なければならぬ事柄につきまして、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決、決定の前に、地方公共団体の長がみずから処理することができることとなっております。自

治法179条に規定されている専決処分することができる要件といたしましては、一つに、議会が成立しないとき、二つに、出席議員数の不足により会議を開くことができないとき、三つ目に、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとき、四つ目に、議会において議決すべき事件を議決しないときとなっております。

議会の改選前に、時間的余裕がなくても、臨時議会を開催すべきではなかったろうかというご意見かと思えます。中身を言いますと、実質、選挙が絡んでいましたので、その分できなかつたというのが現実的なものと捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 理由はわかりました。ただ、専決処分については、自治法改正によって、これまでは専決処分ノ一だよというふうに言っても何ら効力を発しなかったものが、専決処分で議会の同意を得られないときは、それに対して対処しなければならないというふうに自治法も改正になっています。

確かに、選挙で議員の皆さんお忙しいでしょうし、そのご配慮は感謝をいたしますが、できれば今後は、これらの案件については、4年後も起こり得る場合があるわけですから、再度ご検討いただければと。私は個人的には、やはり任期中の議員で、そこは責任を持って処理すべく対応しなければならないというふうに考えておりますので、今後、そこら辺のところを再度ご検討いただければと思います。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号から議案第52号までの6議案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子さん。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 日本共産党の東奈津子です。議案第50号並びに51号に

ついて、不承認の立場から反対の討論を行います。

まず最初に、議案第50号、専決処分、菊池市税条例等の一部を改正する条例についてです。

今回の改正では、国の車体課税についての改正を受けて、軽自動車税や原付オートバイなどにかかわる軽自動車税が大幅に増税をされています。

そもそも、日本の国内で軽自動車の今の普及状況は、新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に本菊池市を初めとする地方部や都市部郊外において普及をしています。その背景には、長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が国民にとって重いものとなり、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高まっているという実態があります。とりわけ菊池市のように、公共交通が衰退した地域では、1世帯で複数台所有するなど、住民の重要な移動手段となっています。また、原付二輪車は、公共交通機関の運行がない深夜、早朝に働く労働者の貴重な足ともなっています。

今回の軽自動車税は、雇用や経済の面でも困難を抱える菊池市などの地方部や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなることは必至であると思います。

私たち日本共産党は、自動車業界の要望に応じてこの自動車取得税を軽減廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税で賄うことは、国民に対して消費税増税に加えての二重の負担を押しつけるものであるとして強く反対をしました。

今回の本条例の改正についても、増税の実施時期が来年となっており、時間的にも6月以降の定例議会で審議することが十分可能であります。それにもかかわらず、専決処分という形で、十分な審議もないまま住民負担を議会に諮ることは許されないと考えます。

以上の理由から、軽自動車税の税率引き上げに反対し、討論とします。

次に、議案第51号、専決処分、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認についてです。

今回の改正では、地方税法の改正で、国保税の課税限度額の引き上げが行われています。後期高齢者支援金分で2万円増の16万円、介護納付金分も2万円ふえて14万円に、医療分は据え置きで、合計4万円増となります。今回の改正では、国保税の軽減措置にかかわる軽減判定の緩和も行われています。

これについては反対をするものではありませんが、社会保障・税一体改革では、市町村国保に対し、国は消費税増税分から2,200億円の公費を投入することを決めていましたが、実際は今回の国保税、5割、2割軽減拡充には500億円だけであり、これでは不十分であります。国保税の賦課限度額は、本来、資産処分など一時的に所得がふえたときに、国保税が青天井にはね上がるのを防ぐために設けら

れたものです。それが今回だけで4万円も引き上がります。市民の負担がさらにふえ続けることについて厳しく反対します。

市民の皆さんの暮らしは、4月からの消費税増税、物価高で悲鳴を上げています。そういうときに、菊池市は市民の負担をふやすのではなく、負担軽減こそ行うべきだと思います。

以上の理由から反対討論とします。以上です。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第50号、議案第51号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第50号に対する討論を行います。

議案第50号に対する賛成者の発言を許します。議案第50号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第50号に対する討論を終わります。

次に、議案第51号について反対討論がありましたので、議案第51号に対する討論を行います。

議案第51号に対する賛成者の発言を許します。議案第51号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第51号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第50号、議案第51号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第52号、以上4議案につきましては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第50号、議案第51号については反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第50号は、原案のとおり承認す

ることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第51号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定しました。



#### 追加日程第12 報告第4号及び報告第5号 一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第12、報告第4号及び報告第5号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務部長（野口祐成君） 71ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

72ページをお願いいたします。

専決第8号、専決処分書でございますが、車両事故による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。

専決日は、平成26年3月31日でございます。

事故発生日は、平成26年2月17日。相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要といたしましては、介護認定調査訪問のため、庁用車で国道387号線を熊本市方面へ走行時、右折のためウインカーを表示し、減速していたところ、花房郵便局横の市道より相手方車両が右折のため飛び出してきた際、避け切れず、庁用車の左フロントボディ及び助手席ドアに損傷を受け、その際、相手方車両にも損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、6,075円でございます。その他の決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

次に、73ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしま

したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

あけていただきまして、74ページをお願いいたします。

専決第9号の専決処分書でございますが、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について専決処分を行ったものでございます。

専決日は、平成26年5月9日でございます。

事故発生日は、平成26年4月17日。相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要としましては、相手方車両が泗水町福本地内、市道西谷線の道路横断側溝上を通過した際、ボルトが欠落したグレーチングがはね上がり、車両右側後輪を破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は4万8,168円でございます。

その他の決定事項につきましては記載のとおりでございます。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



### 追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（森 清孝君） 次に、日程第13、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了し、今期臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成26年第2回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

○

閉会 午後2時55分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会臨時議長 水 上 彰 澄

菊池市議会議長 森 清 孝

菊池市議会議員 平 直 樹

菊池市議会議員 東 奈津子

# 付 録

平成26年第2回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(6月6日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第47号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成25年度菊池市一般会計補正予算第6号)	原案承認
議案第48号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号)	原案承認
議案第49号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成26年度菊池市一般会計補正予算第1号)	原案承認
議案第50号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(菊池市税条例等の一部を改正する条例)	原案承認
議案第51号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第52号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例)	原案承認
議 事		
議事第3号	菊池市議会議長の選挙	1人選挙
議事第4号	菊池市議会副議長の選挙	1人選挙
議事第5号	常任委員会委員の選任について	20人選任
議事第6号	議会運営委員会委員の選任について	6人選任
議事第7号	議会広報特別委員会の設置について	原案可決
議事第8号	菊池養生園保健組合議会議員の選挙	4人選挙
議事第9号	菊池環境保全組合議会議員の選挙	2人選挙
議事第10号	菊池広域連合議会議員の選挙	4人選挙
報 告		
報告第4号	専決処分の報告について(公用車車両事故)	原案報告

議案番号	件名	審議結果
報告第 5号	専決処分の報告について（市道管理瑕疵）	原案報告